

広島市立大学産学官連携推進協力会会則

(名称)

第1条 本会は広島市立大学産学官連携推進協力会と称する。

(目的)

第2条 本会は、広島市立大学と地域の産業界や行政機関等が協力して、地域に貢献できる人材の育成、また、技術交流や情報交換を活発に行うことで地域産業の活性化、高度化、地域社会の持続的な発展を目指す。

(事業)

第3条 本会は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 産学官で連携した人材育成、人材交流の促進
- (2) 産学官連携関係者間の交流促進
- (3) 共同研究開発の促進
- (4) その他本会の目的の達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する企業及び行政機関、公的な団体等をもって組織し、別に定める参加申込書を提出したのち、入会手続きの完了をもって会員とする。

(構成)

第5条 本会は、会長、副会長、幹事及び会員をもって構成する。

- 2 会長は、公立大学法人広島市立大学理事長とする。
- 3 副会長は、公立大学法人広島市立大学理事（研究・地域貢献担当）とする。
- 4 本会の運営のために会長が幹事を指名する。

(運営会議)

第6条 本会に運営会議を置く。

- 2 運営会議は、会長、副会長及び幹事をもって構成し、必要に応じて開催する。
- 3 運営会議は、次の事項を決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃
 - (2) その他本会の運営に関する重要な事項

(会費)

第7条 会費は無料とする。

(退会)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 法人が解散したとき。
- (2) 1年以上連絡が取れないとき。
- (3) その他本会が会員として不相当と判断したとき。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、広島市立大学 事務局 地域共創・研究推進室に置く。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、令和4年7月1日から施行する。

附則

- 1 この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この会則は、令和6年4月1日から施行する。